

## 第6回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会

日時：令和3年3月25日（木）

午前10時30分～

会場：白山会館2階 大平明浄の間

（司会）

おはようございます。定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思います。

ただいまより第6回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会を開催いたします。本日はご多忙の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。本日司会を務めさせていただきます福祉総務課課長補佐の新井でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、配布資料を確認させていただきます。使用いたします資料は本日机上配布させていただいているものと、先日郵送にてお送りさせていただきまして、本日ご持参をお願いしておいたものがございます。本日机上配布させていただいた資料からご確認をお願いいたします。本日の「座席表」でございます。続きまして事前に配布させていただいた資料でございます。まず「次第」でございます。続きまして、資料1といたしまして「新潟市地域福祉計画（案）」に対するパブリックコメントに寄せられたご意見及び市の考え方」でございます。続きまして、資料2といたしまして「新潟市地域福祉計画」。資料3といたしまして、「新潟市地域福祉計画概要版」でございます。以上不足等ございましたら、事務局のほうにお申し付けいただければお持ちいたします。よろしいでしょうか。

続きまして、会議の公開及び議事録の取扱いについて、ご説明させていただきます。まず会議の公開についてでございますが、本市の指針により、会議は原則公開としております。この委員会につきましても、傍聴が可能となっております。会議の内容につきましても、市の指針に基づきまして、議事録を作成し、後日ホームページなどで公開することとなっております。また議事録作成のため、録音させていただきますことを、ご承知ください。

それでは初めに福祉総務課長より、ごあいさつ申し上げます。

（福祉総務課長）

皆さん、おはようございます。福祉総務課長の野本でございます。本来であれば、福祉部長の佐久間がごあいさつをするところでございますが、本日所用のため、出席できませんので、私からごあいさつ申し上げます。

委員の皆さまにおかれましては、令和元年11月の計画策定・推進委員会から約1年半にわたり、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。その間、新型コロナウイルス感染症により、日常生活はもとより、地域における福祉活動におきましても、大き

な変化を強いられ、この委員会におきましても開催できない時期がございました。そうした中でも皆さま方のご協力により、当初の予定どおり計画を策定することができました。感謝申し上げます。

地域福祉計画は、福祉計画の上位計画という位置づけでございます。その計画で定める施策はもちろんのこと、障がいや高齢、児童といった各分野別の計画や施策などとも連携を深めながら、本市における包括的支援体制を構築し、地域共生社会の実現に向け、取り組んでまいります。

本日は昨年12月から約1カ月間かけて行いましたパブリックコメントでいただいたご意見をお示しするとともに、その内容を反映し、完成した計画を委員の皆さまに確認をしていただければと思っております。

またお時間が許すようであれば、今後の計画進行管理において、ご助言等をいただければ幸いです。本日はよろしく願いいたします。

(司会)

それではこれより丸田委員長より、議事のほうを進めていただきたいと思います。なお、議事録作成のため、ご発言の際はお名前をおっしゃってからご発言いただきますように、ご協力のほうよろしく願いいたします。それでは丸田委員長、よろしく願いいたします。

(丸田委員長)

それでは次第に沿いまして、議事を進めてまいります。議事について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

本日配布いたしました資料1、A4横のものと、あとは資料2の計画を併せてご覧いただければと思っております。よろしく願いいたします。資料1につきましては、今年の12月21日から1月19日まで、約1カ月間パブリックコメントを行い、それに寄せられたご意見と、市の考え方をまとめているものでございます。

一番上の左をご覧いただきますとナンバーが振っており、1番から順番に記載しております。該当箇所につきましては、計画の該当箇所を示しておりますので、そのページをご覧になりながらご確認いただければと思っております。その右がご意見、そのさらに右がご意見に対する市の考え方。一番右につきましては、案の修正有無があり、「有」のご意見は計画に反映させております。「無」の所は反映させておりません。

順番に説明させていただきます。まずNo.1をご覧ください。該当箇所としましては「全体」です。ご意見としましては、「用語集に記載されている用語の後に、括弧で用語集の該当ページを記載してほしい」という要望でございます。それに対して考え方といまして

て、全ての用語にページを記載した場合、煩雑になるため、計画冒頭に、専門用語については用語集に記載していることを記載しております。計画を2枚ほどめくっていただきますと、目次の一番下に囲みがございます。この2段落目、「また、専門用語などについては、21ページ以降に用語集を記載しております」。このように修正させていただきました。

続きまして、資料1のNo. 2です。7ページの「他計画との関係イメージ」です。地域福祉計画が分野別計画の上位計画であることから、関連を明確にする上でも「その他の計画」ではなく、全て記載したほうがよいのではないかと。また当該各分野の計画で、地域福祉計画に触れていない計画がある。各計画の策定期が社会福祉法改定前という事情もあるが、今後、分野別計画において、地域福祉計画の位置づけが表記され、地域福祉の推進を総合的・一体的に進める計画となるよう、組織内で共有し、横断的な取り組みが行われることを期待する。

これに対する考え方としましては、第1回計画策定・推進委員会におきまして関連する計画を示しましたが、全ての計画を記載した場合煩雑になるため「その他の計画」でまとめさせていただいております。ご意見のとおり、庁内で横断的な取り組みを行えるよう、関係課と連携してまいります。ということで、案の修正は無でございます。

続きましてNo. 3です。8ページ「6. SDGs との関係」です。SDGsの17の目標を欄外に文字で記載してほしい。これにつきましては、8ページに表で記載させていただいております。ご意見のとおり修正させていただきました。

続きましてNo. 4です。10～25ページ、本市の現状です。「積み上げグラフ」につきましては、記載のグラフで積み上げ棒グラフを使用している。総数及び類型別割合の推移を見たいのであれば、類型別の推移は実数ではなく、パーセントで表したほうがよいのではないかと。これにつきましてはグラフでは類型での実数の推移をご確認いただいておりますので、修正はございません。

続きましてページをめくりまして、No. 5をご覧ください。13、14ページです。「生活困窮者 自立支援関連」統計データ。ご意見につきましては、成年後見制度関連及び再犯防止関連と比較して少ないため、第5章に記載している事業の実績を掲載してはどうか。

これに対する考え方としまして、第2章におきましては第5章「具体的な取り組み」に記載する全ての事業を掲載するのではなく、本市の現状につきまして、全体像が確認できるもの、把握できるものを記載しております。

「4. 生活困窮者の状況」では、生活困窮者の発見・把握という包括的な支援の入口である自立相談支援事業での新規相談件数と自立支援プラン作成件数を掲載しております。

個別の事業の実績などにおきましては、進捗管理などで計画策定・推進委員会において確認していただく予定となっております。

なお、102～105ページにおいて、資料編「3 アンケート調査結果」としまして生活困窮者関係の結果を掲載しております。案の修正は無でございます。

一つ補足をさせていただきたいと思っております。該当箇所のページ数について、パブリック

コメントが終了後、委託業者にデザインし直してもらったときに、ページが少しずれております。その結果、申し訳ございませんがご意見に対する市の考え方のページ数が若干ずれている所があります。以降につきましても同様です。

続きまして No. 6 をご覧ください。14 ページの「生活保護の状況」でございます。生活保護受給者数及び受給率の近年の全国的な傾向は「減少」ではないか。

これに対する考え方としまして、「5 生活保護の状況」における「全国的な傾向」については、「高齢者の増加など」にかかるものですが、分かりやすいように、「と同様に」を「でもある」に修正いたしております。これは計画の 14 ページの一番上の所です。「生活保護の状況、近年全国的な傾向でもある」。以前は、「全国的な傾向と同様に」となっていた所を修正させていただいております。

続きまして資料 1 の No. 7 です。15～19 ページ、「成年後見制度関連」統計データです。成年後見制度について、各種利用状況や利用実績について記載はあるが、新潟市における今後の制度利用ニーズの見通し、市民後見人や専門職後見人など受任候補者確保の見通し、及び前述①に関連した需給バランスの見通し、新潟市における成年後見制度運用上の課題についての記載がないが、どのような現状認識に基づいて計画を策定したのか。

考え方につきましては制度利用のニーズにつきましては、106 ページのアンケート調査結果「イ. 成年後見制度の利用希望」のとおり、5 割弱の方が利用を希望しており、ニーズは高いものと考えております。

また、担い手につきましては、15 ページ「成年後見人等と本人の関係別件数の推移」のとおり、親族後見人に比べ第三者後見人の数が増えていることから、今後も担い手の確保が課題と考えています。このような現状認識も踏まえた上で、計画を策定しておりますので、案の修正については無でございます。

続きまして、その次のページ、NO. 8 をご覧ください。28～30 ページの第 3 章「国の動向」でございます。新潟市地域福祉計画は「地域共生社会」を実現するために策定するものである。その「地域共生社会」は国が推し進めている政策であることから、地域福祉の推進に関わる法律と合わせて、「地域共生社会の実現」に関する国の動向についても掲載するべきではないか。

これに対しまして、考え方としましては、第 3 章では、第 2 期計画を策定したのちに施行・改訂された、次期計画に反映させなければならない法律を記載しております。地域共生社会の内容につきましては、1 ページ及び 31 ページに記載しているため、計画の修正は無でございます。

続きまして No. 9 です。29 ページ、「生活困窮者自立支援制度関連」です。生活困窮者自立支援法の目標である「地域づくり」が触れられておらず、生活困窮者自立支援制度が地域共生社会実現の中核であることを明記するべき。

これに対して市の考え方としましては、「地域づくり」についても生活困窮者自立支援法の重要な理念であり、それを踏まえて地域共生社会の実現に取り組むことから、「2 生活

困窮者自立支援法」の説明に「生活困窮者の自立と尊厳の確保と生活困窮者支援を通じた地域づくりを目標に」と明記します。計画の29ページ、上の「2 生活困窮者自立支援法」の下から2行目に該当の文章を付け加えさせていただきます。

続きまして資料1の10番目36ページ「1 地域共生社会の実現」でございます。行政による公助の充実を具体的な取り組みとして加えるべき。制度の狭間の問題は地域住民等の取り組みだけで解決するのではなく、制度・法令の不備・サービス・社会資源の不足と捉え、制度の拡充や新たな社会資源の創出が必要。これは行政が公助として取り組むべきものであるため、第5章のどこかに明記すべき。

これに対しましては、本計画は制度の狭間の問題を解決するため、制度の拡充や新たな社会資源の創出はもちろん、地域共生社会の実現のため、コミュニティソーシャルワーカーを中心とする包括的支援体制を構築するための計画として策定するものでございます。ご意見につきましては、意見に基づき、制度の狭間の問題について取り組みを推進してまいります。案の修正は無でございます。

続きましてNo.11、同じく「1 地域共生社会の実現」についてでございます。「家族や地域で支援機能が低下している」要因に、「一人親世帯の増加」「人間関係の希薄化」を挙げているため、統計情報などあれば示す必要があるのではないかと

ご指摘の部分につきましては、全国的な傾向として記載している文章ですので、その根拠のデータにつきましては記載しておりません。なお、資料編におきまして、相談相手先の範囲や、誰とも会話をしない日数などで、人間関係についてのアンケート結果を記載しております。案の修正は無でございます。

続きましてNo.12をご覧ください。同じく「地域共生社会の実現」の意見でございます。「地域住民や地域の多様な主体」は「地域住民等」で統一してはどうか。

「地域住民等」の定義につきましては、29ページ基本目標1で説明のとおり、地域住民、地域福祉事業者、社会福祉活動従事者のこととしており、このままの表現とさせていただきます。よって案の修正は無でございます。

続きましてNo.13、36ページにつきましては「2 包括的支援体制の構築」です。「本人や世帯が抱える問題は……多岐にわたります」を「……多岐にわたる場合もあります」としてはどうか。これにつきましては、ご意見のとおり修正しております。該当箇所は36ページに包括的支援体制の構築の2行目の最後の部分でございます。

続きましてNo.14の同じく「包括的支援体制の構築」です。「制度の枠組みだけで見るとは」を「制度の枠組みで見るとは」ではなく」としてはどうか。社会福祉における支援の基本は「本人を中心に置いた視点」だと考える。制度の枠組みを通して本人を見ようという考え方は、制度の狭間や排除を生み出すことにつながる。これに対しましては、ご指摘のとおり、制度の枠組みだけを通して本人を見ようことは問題ですので、枠組みだけにとらわれないことのないよう「制度の枠組みだけで見るとは」ではなく」と記載しておりますので、修正は無でございます。

続いて No. 15 です。同じく「包括的支援体制の構築」です。基本目標 1 の表現に近づけるため「声にならなかつたり」を「声を上げることが難しい人」としてはどうか。第 5 章「地域共生社会の実現」の表現をそろえるため、「制度を越えた」を「制度の狭間」としてはどうか。「制度を知らない人」を加えてはどうか。声を上げられない人のほかに情報を知らずに困っている人もいます。

これに対しましては、該当の部分につきましては、「声にならなかつたり、制度を越えた問題」と記載のとおり、「人」ではなく「問題」に焦点を当てた文章としております。また包括的支援体制の構築のためには、課題に気付いた人が自身の専門分野以外の問題についても注意を払う必要があり、制度を越えた問題の中には制度の狭間の問題も含まれています。なお、「声にならなかつたり」には、本人が支援制度を知らないという問題も含まれていることから、修正は無でございます。

続きまして No. 16 です。37 ページの「基本理念・基本目標と施策の関係」。文章中、「基本目標・基本理念」を「基本理念・基本目標」としてはどうか。これはご指摘のとおり修正しております。37 ページの 1 行目の部分でございます。

続きまして No. 17 をご覧ください。39 ページ、「コミュニティソーシャルワーカーの活動支援」でございます。「事業概要」の文章中、「地域住民をはじめ、関係機関などと協働しながら、一人一人が抱えるあらゆる課題を解決するため」を「地域住民等と共に個別支援を行うほか、新たな仕組みづくりやネットワーク構築など地域福祉推進に取り組む専門職である」としてはどうか。また 62 ページの図で中心に据えられているなど、コミュニティソーシャルワーカーは地域福祉推進の中核をなす専門職のため、地域福祉計画における役割などを加えたほうが良いと思います。

これに対しましては、コミュニティソーシャルワーカーは、一人一人が抱えるさまざまな課題を解決するため、「あらゆる課題の対応」や「新たな社会資源の開発・仕組みづくり」、「ネットワークづくり」を行っております。ご指摘の点につきましては「(2) CSW の活動内容」に記載しているため、このままの表現とさせていただきます。CSW におきましては、地域における社会資源の開発や仕組みづくりを行います。地域福祉の推進は、地域住民や関係団体、行政が協働して推進していくものと考えております。

なおコミュニティソーシャルワーカーは、本計画における包括的支援体制の中心的な役割を果たすことから、「(1) 事業概要」に文章を記載しました。その部分につきましては、39 ページの「(1) 事業概要」の 1 段落目に追加させていただいています。

続きまして No. 18 です。39 ページ、同じく「コミュニティソーシャルワーカーの活動支援」です。「新規相談件数」を目標としているため、配置基準も重要と考える。配置基準を明確にするなどした上で、相談件数を指標としてはどうか、です。

現在は、各区社会福祉協議会に専任の職員が 1 名ずつ配置されておりますけれども、新潟市社会福祉協議会においては、全職員がコミュニティソーシャルワーカーとしての意識を持って仕事に取り組んでいただいております。必要な職員の配置や事業内容につきまし

ては、今後も新潟市社会福祉協議会と協議してまいります。案の修正は無でございます。

続きまして No. 19、40 ページです。「4. 民生委員・児童委員活動への支援」。こちらの表現統一のために「民生委員・児童委員の活動支援」としてはどうかというご意見ですので、こちらはご指摘のとおり修正させていただいております。

続いて No. 20、43～47 ページ、施策②について。地域共生社会の実現に向けて、生活困窮者自立支援制度はどのように位置づけられて、どのように運営されるべきかに記載すべきです。

これにつきましては、この部分については、生活困窮者自立支援制度における個々の事業について説明しており、それらを生活困窮者への個別支援を通じ制度の目的を達成するべく取り組みを進めております。地域福祉計画における位置づけなどにつきましては、第1章及び第5章に記載しているため、案の修正は無でございます。

続きまして No. 21 をご覧ください。同じく施策②についてです。ご意見につきましては、コロナ禍における住居確保給付金の果たした役割や取り組みについて明記すべき。

これに対しましては、住居確保給付金については、コロナ禍において利用しやすいようさまざまな制度改正が行われており、今後の改正も流動的であることから、進捗管理や第3期計画の評価の際に、地域福祉計画策定・推進委員会において確認していただく予定となっておりますので、案の修正は無でございます。

続いて No. 22、47 ページの「目標」でございます。生活困窮者自立支援制度の各事業について実績を指標に追加したらどうか。相談支援員及び生活支援相談員の配置基準も件数を類型としているが、ほかの指標と統一すべきではないかというご意見です。

こちらにつきましては12ページ「生活困窮者の状況」において自立相談支援事業での新規相談件数自立支援プラン作成件数を掲載していることから、目標においても包括的な支援の入口であるこれらの実績を指標としています。また社会状況の変化等により、年度間で件数にばらつきが予想されることから類型数値としております。なお、個別の事業の実績などにつきましては、進捗管理や第3期計画の評価の際に計画策定・推進委員会において確認していただく予定となっておりますので、修正は無でございます。

続いて No. 23、同じく「目標」です。子どもの学習・生活支援事業について、高校進学率は指標としてあまり意味はなく、参加者数及び対象児童における参加率を増やすことが大切ではないか。

これにつきましては、子どもの学習・生活支援事業は、貧困の連鎖を断ち切るため、まずは参加されたお子さんが支援の結果、目に見える成果を上げることが重要と考えており、高校進学率を指標としております。なおキャパシティの問題につきましては、これまでの会場を増設するなど対応しておりますが、引き続き地域のニーズを確認しながら、参加しやすい環境づくりに取り組んでまいります。案の修正は無でございます。

続いて48ページです。「1. 権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築」でございます。ご意見につきましては、地域連携ネットワーク構築は、「構築する取り組み」なのか、「支

援する取り組み」なのかが分かりにくい。またネットワークの3つ役割が記載されているが、(1)は広報周知の取り組み、(2)は窓口設置の取り組みなのか。(3)は何を構築するのか分からない。

市の考え方としましては、地域連携ネットワークは、必要な支援を実施するために構築するものでございます。3つの役割に対応する取り組みにつきましては、このページをめぐっていただいた所に3つの役割に対応する「3. 地域連携ネットワークの機能」につきまして4つの機能として記載しておりますので、案の修正は無でございます。

続きまして No. 25 です。同じく地域連携ネットワークの構築の部分です。地域連携ネットワークは誰が主体的に行うのか、構築する者は誰かなどが分からない。また、イメージ図はネットワークの構成図なのか。43 ページに記載している3つの役割とどう関係するのかが分からないとあります。

これに対しましては、地域連携ネットワークは本市が中心となって構築し、構成団体は「地域連携ネットワークのイメージ」に記載のとおり、専門職団体や社会福祉協議会、家庭裁判所、行政といった団体を想定しております。またイメージ図はネットワークの構成図となっており、本市及び本市が設置する成年後見支援センターが中核機関としてコーディネートを担い支援するため、そのことが分かりやすいようにイメージを修正いたします。

地域連携ネットワークは、45 ページに書いている4つの機能に基づく取り組みを進めることで、3つの役割を果たしてまいります。修正部分につきましては、49 ページの上のイメージ図です。中核機関が右下にあったのですが、これを下から支えるといえますか、真下に移動させていただきました。

続きまして No. 26 です。49 ページ「2. 協議会及び中核機関の整備」です。当事者の意思決定を支援し、当事者の身上保護を重視した制度としていくためには、「チーム」に求められる役割は非常に大きいと考える。チームが適切に機能するよう支援する役割を担う「協議会」及び「中核機関」の早期設置と、それらに求められる機能が果たしていけるような体制構築を強く望みます。

ご意見を踏まえて、成年後見制度の推進に努めてまいりたいと思っております。案の修正は無でございます。

続いて No. 27、同じく「協議会及び中核機関の整備」です。唐突に「チームとは」と始まり、この項目の取り組み概要が分かりにくい。「チームのイメージ」も中央に位置する「家族親族」「民生委員」「医療機関」は左右どちらの事例においても構成員となるように見える。

これにつきまして、「1. 権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築」において、地域連携ネットワークの目的と役割、イメージ図を記載しています。「2. 協議会及び中核機関の整備」では、そのイメージ図に記載している「チーム」「協議会」「中核機関」の順で説明しています。チームとはこれまでも行っている、日常的に支援が必要な人を見守る仕組みのことで、本人の状況にあわせ構成員が変わります。

イメージ図につきましては高齢者と障がい者を見守るチームを記載しており、「家族・親族」「民生委員」「医療機関」はどちらの事例においても同一の個人や機関が構成員となる場合もありますが、ご意見を踏まえまして、分かりやすいように別々に記載することとします。該当部分につきましては、49 ページの下のチームのイメージです。こちらは2つチームがありまして、各チームで医療機関が2つに重なるように記載していたものを、別々に記載することとしております。

続いて No. 28 をご覧ください。50 ページ、「(2) 協議会の整備」です。新潟市関係機関には、多くの「協議会」があるため、「新潟市成年後見制度推進協議会」など、仮称でも協議会名称を明記していただくと分かりやすくなるのではないかと。

これにつきましては、計画上では「協議会」と記載しておりますけれども、名称については今後整備する中で、関係者と検討してまいりたいと思っております。案の修正は無でございます。

続いて No. 29、50 ページ「(2) 協議会の整備」「(3) 中核機関の整備」です。「協議会」と「中核機関」をいつまでに整備するかの記載が必要ではないかと。

これに対しましては、国の K P I におきまして、令和3年度末までに市町村で協議会及び中核機関を整備することとされているため、計画には記載しておりませんが、令和3年度中の整備を目指して調整を進めているところでございますので、修正は無でございます。

続いて No. 30 「3. 地域連携ネットワーク機能」についてです。4つの機能を紹介しているが、具体的な事業内容を記載しており、項目と内容がしっくりこない。

これに対しましては、4つの機能に基づく本市の具体的な取り組みを46ページ以降に記載しているため、これも案の修正は無でございます。

続きまして No. 31 です。51～53 ページ「一般相談の実施」です。内容欄に「成年後見支援センター」とともに「地域包括支援センター」と「基幹相談支援センター」を加えたらどうか。

これにつきましては、ご意見のとおり修正しております。該当部分につきましては、51 ページの下の(2) 相談機能の表の一番上、「一般相談の実施」の部分でございます。また52、53 ページにも再掲で同様の記載をしておりますので、こちらも修正しております。

続きまして No. 32 です。「専門相談の実施」です。内容欄に「弁護士・司法書士」とともに「社会福祉士」も含めてもらいたい。

これもご意見のとおり修正しております。該当部分につきましては、51 ページの一般相談の下、「専門相談の実施」という部分、また52、53 ページにも再掲として記載しておりますので、修正させていただいております。

続きまして No. 33、52 ページ「法人後見活動への支援」でございます。最近では N P O 法人による法人後見受任団体設立に向けた動きが見られているが、その中には財政基盤の弱い団体も多い。地域における有力な受任団体として運営していけるようになるまでの間、

行政として助言や情報提供にとどまらず、例えば成年後見制度法人後見支援事業を今よりも積極的に活用するなどして、行政としてより積極的な支援に取り組んでいただきたい。

市の考え方としまして、いただいたご意見を踏まえ、支援の在り方については幅広く検討させていただきます。案の修正につきましては無でございます。

続きましてNo. 34です。52ページ「法人後見活動への支援」でございます。「法人後見の拡充」が非常に重要と考える。新潟市では社会福祉協議会が担っているが、ニーズ増加が予想され体制拡充のための支援が必要だと考える。また社会福祉協議会以外による法人後見の推進も望まれる。

市の考え方につきましては、新潟市社会福祉協議会に対する支援を継続するほか、同法人以外に法人後見を実施する、または実施を検討する法人につきましても、助言や情報提供をはじめ、個々の法人の状況に応じた支援を検討してまいります。案の修正は無でございます。

続いてNo. 35、53ページです。「市長申立ての実施」です。身寄り無し問題を背景とした件数増加に対応する「市長申立体制の拡充が重要と考える。市町村申立は全国的に増加しているが、都道府県でばらつきが大きい。全体に占める割合が最も高い青森県で41.7%であるのに対し、新潟県は17.2%と全国平均を下回っている。これはニーズの差ではなく、窓口となる自治体の意識や体制の差ととらえるべき。新潟市においては、各区役所が事務を担っているが、担当部署または担当者の意識・経験・忙しさ等に影響されることがないよう体制を整えることが大切である。

また申立件数のデータだけではなく、相談件数及び市長申立に至らない事例の結果の把握も制度推進のために重要な情報となる。さらに相談から決定までの時間も重要であり、体制の在り方や検討や拡充の取り組みが必要だと考える。戸籍調査を行政書士会に委託する仕組みについては、事務の迅速化に貢献しており、本市ならではの好事例だと思う。第5章の中に入れてほしい。

対して市の考え方です。市長申立ては本人や家族が申立てをできない場合に申し立てる制度であり、市長申立ての数・割合を増加させることを目標とするのではなく、「地域共生社会」の実現に向け、家族・親族をはじめとする多様な主体で支援を進めていくことが重要と考えております。市長申立てが必要な人につきましては、ご指摘の体制整備や事例の把握などについて、各区の人員体制や状況などを確認し、必要な体制の整備などに努め、引き続き支援を実施してまいります。

なお、ご指摘の戸籍調査を行政書士会に委託する仕組みにつきましては、市長申立ての事務の一部であるため、計画には記載をしません。案の修正は無でございます。

続きまして次のページ、No. 36をご覧ください。67ページA3のページになります。「本市における包括的支援体制のイメージ」です。ご意見につきましては、困りごとのある世帯に、あまり印象の良くないイラストを配置しているが、これを見て不快な気持ちになったり、差し伸べられた支援の手を拒否してしまう人がいないか、スティグマを生じさせてい

ないか、危惧がある。ほかに妙案が思いつかないが、名称とイラストを当事者に配慮したものにできないか。

これに対しまして、31 ページ「2 包括支援体制の構築」のとおり、本人や世帯が抱える問題は、福祉、保健医療、住まい、就労など、多岐にわたる場合があります。声にならなかつたり、制度を超えた問題を含む、さまざまな課題を抱える世帯を分かりやすく表現するため、「困りごとのある世帯」としておりましたが、ご意見を踏まえまして「支援を必要としている地域住民（世帯）」と修正させていただきました。なおイラストについては、ご意見を踏まえ、検討しますとなっているのですが、事務局で検討させていただいた結果、どのイラストを使ってもいろいろな危惧があるというところで、イラストにつきましては無ということにさせていただきました。

以上 36 のご意見を踏まえ、また事務局で「てにをは」等を修正させていただき、地域福祉計画を策定させていただきました。

併せてお配りしている概要版についても事務局で策定させていただいております。中面を開いていただきますと、「基本理念」「基本目標」「基本理念・基本目標と施策の関係性」を記載しており、その右には本市における包括的支援体制のイメージを記載しております。一番中面を開いていただきますと、具体的な取り組みとしまして、施策の①～④までを記載させていただいております、またその、右に他計画との関係性のイメージ図を記載しております。

一番後ろのページですが、こちらに区単位の地域福祉計画の基本理念・基本目標ということで、計画の名称等を北区から西蒲区まで掲載しております。またQRコードのようなバーコードがついていますが、SPコードというもので、視覚障害のある方向けのコードとなっております。専用の機械で読み取ることによって、音声で案内してくれるコードです。

事務局からの説明は以上です。

(丸田委員長)

ありがとうございました。丁寧にご説明をいただきました。この後の進め方ですが、本日はただいまの説明に対する質疑応答、それから意見の交換は予定いたしておりません。最後の委員会になりますので、これまでの計画作業についての振り返りですとか、あるいは計画の実現に向けた施策の展開の在り方ですとか、さらにはこれからの進捗管理で期待することなどについて、委員の皆さまからお一人ずつご発言いただきたいと思います。大変恐縮ではありますが、時間の限りもありますので、できれば一人3分以内、2分から3分程度で、繰り返しになりますが、策定作業についての振り返り、それから計画の実現に向けた施策の展開、そして今後の進捗管理に期待することなど、こうしたことについてお一人2分から3分程度でコメントをいただきたいと思います。

質問の時間ですとか、意見交換の時間は今日は用意してありませんので、委員の方々か

ら事務局に対する質問事項があったり、あるいは個別の意見がありましたら、別途事務局へお届けをいただきたいと思います。大変勝手ではありますが、ご了承いただきたいと思います。

順番ですが、土田委員から順に回っていただいて、最後高橋委員の後、副会長からコメントをいただきたいというふうに思っております。少し考える時間が必要でしょうか。よろしいですか。では、早速土田委員からお願いいたします。

(土田委員)

市老人クラブ連合会の代表といたしまして、ここに委員としてずっと参加させていただいております。今日で一応区切りがつくわけですが、非常に私自身は参考になりましたし、また市全体の老人クラブの各地区の人たちにおいても、非常に連携がよく分かる案内でございました。また疑問点、意見なども、この間にさせていただきました。非常に有意義でございました。それと同時に私は西蒲区から来ているわけですので、西蒲区の地域協議会の委員のメンバーでございます。今ご出席していらっしゃる南区の小田さんとも連携でいろいろなことをやっておりますので、ありがとうございました。

つきまして、いろいろと勉強させていただきまして、市老人クラブ連合会のこれからの有意義な事柄に持っていきたいと思います。ありがとうございました。

(丸田委員長)

ありがとうございました。それでは寺山委員、お願いいたします。

(寺山委員)

新潟市保護司連絡協議会の寺山です。よろしくお願ひします。私どもは特にこの新潟市の地域福祉計画の中では、再犯防止推進計画、55 ページにありますが、その目標に従って、この福祉計画の中に再犯防止計画が盛り込まれました。55 ページの中で重点課題とか就労支援とか、住居の確保とか、それぞれ問題があります。そしてその視点の中で 61 ページの中で、私どもは 5 番目に民間協力者の活動促進啓発活動等の中において保護司、それから BBS 会ですとか、女性会とかという関係機関あります。その中で私どもは再犯防止推進に向けて、保護司として活動していきたいと思っております。

今まで保護司というと、どちらかと言うと、処遇といいまして、犯罪を犯した人、非行少年とかそういう方々との面談という方向はウエイト占めておりましたけれども、これからはやはり社会を明るくする運動を含め、地域全体で再犯防止推進について、保護司としてどのような取り組みをするのか、今後十分議論をしながら進めていきたいと思っております。

そして 65 ページには私どもの保護司、更生保護女性会、社会を明るくする運動の参加数というものもだんだん増加という形で資料の中でも盛り込まれました。この点につきまし

でも、保護司の立場として、どのような活動、そしてどのような方策で増加、特に社会を明るくする運動については、残念ながら令和元年度もコロナの中でちょっとできなかったわけではありますが、今年度は何とかできるような形を取りたいと思っておりますが、いずれにしても社会を明るくする運動を含め、市民全体にわたって運動をしていきたいと思っております。以上です。

(丸田委員長)

ありがとうございました。それでは橋本委員、お願いいたします。

(橋本委員)

おはようございます。新潟市民生委員児童委員協議会連合会から参加しています橋本京子と申します。今日は本当にありがとうございます。40 ページに民生委員の児童委員の活動支援ということがうたわれておりますけれども、そこに書かれているように、私たちは個人情報を守って、今コロナ過でなかなか活動がしにくいんですけれども、一人一人の心に寄り添うようにして、困っている人のために心を尽くして活動をしていきたいと思っております。この内容は素晴らしくできているなと思って感動しています。以上でございます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。では引き続いて林委員、お願いいたします。

(林委員)

「ぱあとなあ新潟」社会福祉会からまいっております。林と申します。改めて今回の地域福祉計画策定につきましては、委員の皆さまや事務局のご協力を得ながら、社会福祉士の立場で拝見させていただいております。特に成年後見制度の部分につきましては、まだまだ見えないところがありながらも、私ども、弁護士会の先生の皆さん、司法書士会の先生の皆さんたちと三士会として関わってきたところですが、この地域福祉計画もこのように策定していただいているところに関して、本当に感謝申し上げます。

今後についてなんですけれども、困っている人や困りごとこそ、地域づくりとか共生社会への道のりの知恵なんか詰まっているのではないかなと思っております。助けるという考え方だけではなくて、やはりそこからさまざまなことがつくられていくというふうを考えております。今後もこの計画に基づいて、本会としても働きかけて実施に取り組んでいきたいと思っておりますが、ほか皆さまのご協力をいただければと思っております。私のほうからは以上です。ありがとうございました。

(丸田委員長)

ありがとうございました。では松川委員、お願いできますでしょうか。

(松川委員)

保護観察所の松川でございます。事務局の方、本当にお疲れさまでございました。良いものと言っては大変失礼ですけれども、できているのかなと思います。私は途中から参加いたしましたし、国が再犯防止推進計画を策定し、新潟県さんも新潟市さんも策定いただいたということかなと思っています。私が参加する前の再犯防止の分科会でいろいろともんでいただいたこともあって、きっとパブリックコメントはあまり出てこなかったのかなというふうに、ちょっと安堵しているところではありますが、いずれにいたしましても、犯罪を犯した者の立ち直りというものについても特別な方がいるわけじゃなくて、まちづくりの一環として福祉計画の中にうまく策定いただき、新潟市が「人や社会とつながり、認め、支えあい、自分らしく生き生きと暮らせる福祉の都市（まち）」になればなかなかいいと思っているところがございます。きっと最良の刑事政策はもしかしたら福祉計画の中にあるのかなと思っています。良いまちになるように願っております。

なお寺山会長は保護司さんでいらっしゃるし、保護司さんはどんな人でも受け入れますというのが一番だと思いますし、事件を起こした人でも分け隔てないというところがいいところと、まちに暮らしていただいていますので、まちの人として継続して関わっていくという良さがございます。そういうところを皆さま方の中に生かしていただければ、なお一層いいのかなと、非常に思っています。

そういう面では支える側の体制も脆弱な所がございますので、何かのときに目配せというか心配りをいただけると、支える側も頑張っていけるのかなと、そういうところもこれから整備していただければありがたいと思っています。よろしく申し上げます。皆様にお疲れさまでした。ありがとうございます。

(丸田委員長)

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。では蛭原委員、お願いします。

(蛭原委員)

パーソナルサポートセンター、生活困窮者自立支援グループの業務に取り組んでおります蛭原でございます。振り返ってみますと、一昨年ですか、先ほどお話があったとおり、初回のこの推進委員会がありまして、そのときに困窮、後見、再犯防止という三本柱で計画を立てるんだというときは、私は若干驚きながら、非常に歓迎した気持ちでいました。いずれも、業務に直結することですし、これらの3つが重なって困窮の極みに至って、ご本人が苦しむだけでなく、周りにも被害を与えている。既にこういう三本柱でいくのだと、決定はしていなくても、その事前の取り組みを私どもとしてはしてきたつもりです。

困窮分野でいいますと、残念ながらコロナの影響があつてなんですけれども、相談申し込みは3倍増です。それだけ困りごとを抱えた方もたくさんいらっしゃるわけで、ですか

らこれはオリンピックを今年本当にやれるのかどうか分かりませんが、オリンピックでメダルを幾つ取るかという目標とはちょっと違う。本当は困りごとがないほうがいいんですけども、でも実際にある。その中で実情として3倍という単位になっている。

それからもう一点、後見については、私が役員を務めている団体で、既に法人後見に取り組んでおりまして、もう既に10件前後の件数になっております。弁護士や司法書士の先生もそうでしょうが、社会福祉士で個人で後見を受けるということが、おそらく不可能に近いぐらいの量の案件が集中しています。法人というか組織的に受けるのでなければ無理だろうという、困難ケースという言い方をしているのかどうか分かりませんが、既にそういうふうに取り組んで、まだ正式に計画は来年度からですから、スタートしていないかもしれませんが、もう事前にフライングのように取り組みを始めているというところです。

私どもでいいますと、支援に関しては、プランなくして支援なしということで取り組んでおります。そういう点でいいますと、福祉計画、計画なしで福祉事業に取り組むということはあり得ないと思います。そういう点で、この計画がいろんなプロセスでキャッチボールというのでしょうか。そういう中で少しずつ改善されて仕上がっていくという、ここに参画できたのは、本当に私は得難い経験だったなと思います。この経験をこれからも生かしていきたいと思っております。ありがとうございました。

(丸田委員長)

ありがとうございました。では大沢先生、お願いいたします。

(大沢委員)

新潟県弁護士会の大沢でございます。私は全体的なこと、それから成年後見制度について、それから今後の進行管理についての3点について振り返りたいと思います。まず全体的なことですけども、これだけ多様な方々が一堂に会して、計画について話し合う、議論するというのは、なかなか全国的にもないと思います。私は志木市が2020年に作った「成年後見制度利用推進計画」で一体化した地域福祉計画についても検討しましたが、志木市をはるかに越えた事業だと思えます。

次に成年後見制度について申し上げます。成年後見制度については、今までの各区の計画の集積をして、総論として新潟市の計画を立てているということでは、すっぱり抜けていた分野です。これが成年後見制度利用促進計画として、市の計画に立てたことは、これは本当に第一歩としてありがたいことです。ただ志木市の計画と比較すると、市民後見の位置づけについて、なお今後の再考が必要だと思います。つまり市民後見は志木市では地域共生社会を体現化する人であるということで、ボランティアが第一とか、見守りとか、地域力の強化が第一というふうにはっきり位置づけられています。これは志木市が伝統的に埼玉県で一番最初に個人受任の市民後見人をつくったと。それから成年後見制度利用促進の前面に市民後見の推進をやっているという実績に基づくものです。

新潟市の場合には法人後見の支援員という形で、市民が関与しておりますけれども、そうした実態の違いに基づくものと思っています。実態がなければ計画になりません。今後新潟市においても個人受任の市民後見人が出てきて、われわれ三士会あるいは家裁がどう支援するかということが協議になると思いますので、次の計画にはそれが書き込めるような実践をしたいというふうに、社会福祉会、司法書士会の皆さまと一緒に考えています。

最後ですけれども、このパブリックコメントについては、全ての方々が自分の理想とする地域福祉計画をイメージに置かれ、それから計画の内容を丁寧に読み込まれて、それで結論を出されるということをしてしております。これは非常に真摯さとエネルギーがなければできないことです。特に成年後見については、最後の2、3のコメント、法人後見ですか、市長申立てのコメントについては、現場の実情を知り、かつとても力のある人が書いていると思います。ぜひ進行管理において、こうした方々のお力を借りることをお考えいただければと思います。以上です。

(丸田委員長)

ありがとうございました。大変有益なご意見をいただきました。では小田委員、お願いいたします。

(小田委員)

8区自治協議会会長会議を代表しております小田と申します。私は今日の会議の事前送付の資料を拝見いたしました。大変驚いたことがございます。それは先ほど大沢先生がお話になりましたパブリックコメントの多さとその内容であります。大変熱心に、しかも的を押さえたご意見をお出しになる方が本当に多いのだと驚いています。それだけにこの計画が新潟市民にとって非常に重要なものであり、大勢の市民の皆さんが関心を持っておられたことだと思っています。

専門的なことはもちろんでありますし、私たちが何回会議の中でも、活字は見えておりましたけれども、例えば基本理念と基本目標、これをピタッと言い換えられた方がいらっしゃいました。大変感銘をした次第であります。4回の会合のときに、本村副会長が社会福祉協議会の実態について披瀝をいただきました。あの発言を受けて、私も地域やさまざまな所で、それを引用しながら話を進めさせていただくことがありますけれども、この計画の完成を前に、各区の社会福祉協議会が中心になってまとめた計画が既に市民の皆さま方に流されました。そのまた下の団体の地域のコミュニティーの中でのアクションプランも完成をいたしました。この評定からしても、社会福祉協議会の果たす役割は、これからますます大きくなるかと思っていますけれども、その辺のところを乖離することなく、あるいは齟齬することなく、十分うまく機能すればなと思っています。

ましてや私たちのほうも、昨日もある所でお話をさせていただきました。ますますこの福祉計画の実現と豊かな社会実現のためには、協働、自治と協働と、そして少しの分権、

これがますます必要になってくる、重要視される時代が来るだろうとっております。何とかこの理念がうまく作動するように願っております。

(丸田委員長)

ありがとうございました。では帯瀬委員、お願いいたします。

(帯瀬委員)

司法書士の帯瀬です。今回は成年後見制度の分野の所で主に私のほう参加させていただきました。後見制度なんですけれども、現状としては先ほどのお話にあったように非常に厳しい状態になって、切羽詰まっております。その中で今後特に地域連携ネットワークの構築というところに進んでいくわけなんですけれども、その辺うまくどういうふうに運用していくかということが非常に重要になってくるかなと思います。ですので、協議会とかつুক্ত後で、形だけ整えても機能しませんので、その辺はどういうふうに運用するかということを非常に注視して見ていきたいと思っております。

進捗管理に関して今後なんですけれども、評価のところ、できれば利用者の方の意見を聞く機会というのをに入れておいていただければ、非常に今後有益になるかなと思っております。今までちょっと後見分野に関して、利用者の参加というところがちょっと抜け落ちておりましたので、今後その点を、せっかくネットワークをつくるので、その中に入れておいていただければ非常にいいかなと思っております。以上です。

(丸田委員長)

ありがとうございました。では小林委員、お願いいたします。

(小林委員)

障がい者基幹相談支援センター秋葉の小林です。障がい福祉の立場という意味で参加させていただきました。自分の置かれた立場を少し忘れて、思うところをいろいろ発言させていただきました。ありがとうございました。このような機会をいただきまして、本当にありがとうございました。以上です。

(丸田委員長)

それでは高橋委員、お願いいたします。

(高橋委員)

新潟大学、高橋でございます。よろしく申し上げます。委員長から3点についてということで、まず振り返りではありますが、コロナ禍の中で、委員の皆さんも当然そうだと思いますが、事務局の皆さん大変だったと思います。無事計画が策定されて、大変よろし

ゆうございました。ご苦労さまでございました。

振り返ってやり方ではありますが、まずは成年後見と再犯防止に関しては分科会方式で、それぞれ専門の皆さんを集めて、細かく議論をされたということ、このやり方は大変よろしかったと思います。できれば生活困窮者自立支援の部分も分科会方式でやられたらよかったのかなというのが振り返っての感想でございます。

2番目の施策の展開についてであります。実は成年後見とか再犯防止を除くさまざまな分野については、地域福祉計画の理念的なところ、いわゆるソーシャルインクルージョンという社会的包摂というところを、あるいは共生社会ということを前面に打ち出している、理念的なところですね。これが各福祉計画の上位計画であるためには、各福祉計画、特に障がいのある人であったり、子どもの分野の計画の中で、この理念がきちんと反映されるかどうかというのは、非常に難しい所があるんだろうと思います。

一つの自治体の各計画を縦覧すると、どこの県とは言いませんけれども、ものすごく矛盾する部分がいっぱい出てくるんですね。福祉総務課を中心に今後障がいの分野、子どもの分野、あるいは犯罪被害者の分野等の計画で、この地域福祉計画に矛盾する部分がないかどうかということをチェックをしていただいたり、ご助言をしていただいたり、ご指導をいただいたりということが非常に重要になるのかなと思っております。

当然3年後の進捗管理は今言った部分が重要になってくると思います。

最後に1つだけ、長らくこの世界でいろいろ実践に関わったり、協議に関わったりしてきました、ずっと答えがでなかったものとして、いわゆるソーシャルワークとは何かというところを、ずっと考え続けてまいりました。結局簡単には言えないのでありますが、他者を理解するときにはカテゴリーに含んでいるか、属性で見ない、一人一人での個別で見ていくことでしか、最終的にはやっぱり理解できないのだろうなど。

先ほどのコミュニティソーシャルワーカーのお話の中で、個別に見るとというのは、本当に個別で見るところからスタートするんだなというのが、現時点での私の総括的なソーシャルワーク論なんですけれども、ぜひ本村先生もいらっしゃいますけれども、社会福祉協議会の職員は全てコミュニティソーシャルワーカーということから始まって、あるいは市の中の例えば児相であったり、福祉事務所の職員も、まず個の理解から始まるというところをやっていただくと、最終的には地域福祉計画の包括理念であるインクルージョンのところに行くんだろうなというふうに考えております。以上でございます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。では副会長、お願いいたします。

(本村委員)

社会福祉協議会の副会長の本村と申します。振り返りですが、6年前のこの計画の会議のときにも委員として参加させていただきました。今回このように大勢の皆さま、いろん

な分野の皆さんがお集まりになって、論議をされた。それがこの素晴らしい地域福祉計画にまとめられているということを私は素晴らしいことだというふうに感じております。先回るときはもっとメンバーも少なかったと思いますけれども、それだけやっぱり時代の変化といいますか、非常に多様層化、複雑化した社会になってきている。そういう中での地域福祉計画をつくるというのは大変なことなんだということが振り返りです。

それと展開の進め方ですが、社協も職員の意見も聞いて、福祉ビジョンを作りました。4つの部門の中で2つが相談支援、権利擁護が一つ、もう一つは地域福祉活動ということであります。これが今回の地域福祉計画に連動して8区の活動計画につながってまいります。これらを一体的に進めていきたいというふうに考えております。

特にここにあります39ページのところで、CSWの活動内容ということで書いていただいております。とても素晴らしい文章です。伴走型の支援を引き続き行う、感染症対策、災害対応、新たなニーズの把握、支援のあり方、SNSなど情報伝達、これらを活用して進めてまいりますということです。CSWの仕事というのはずいぶんと幅が広いものですから、何とかこの辺の所を、職員をもう少し手厚く人員をお願いできればというのが厚かましいことでございますけれども、一言お願い申し上げます。

最後に今後の進捗ですが、時代の変化、進捗というのはとても早うございます。それに素早く連動してやっていかないと、社協の仕事、社協は何をしているんだということになるんですね。その辺のところを絶えず分析しながら、しっかりと対応できるようにこれからも取り組んでまいります。行政と一体の所がありますので、しっかりと活動してまいりたいと思います。

(丸田委員長)

ありがとうございました。では私のほうからお礼を申し上げたいと思います。委員からの活発な意見をいただきました。委員の皆さまに厚く感謝を申し上げます。また事務局におかれましては委員の意見、さらにはパブコメを丁寧に受け止めていただいて、計画の中にしっかりと反映をしていただきました。そのことについても感謝を申し上げます。それから、委員の皆さま、表紙の裏表紙を見ていただけますでしょうか。今回福祉総務課さんから大変ご配慮をいただきました。段落でいきますと5つめでしょうか。「地域共生社会の実現に向けて」の所から始まっていますが、3行目からであります。僭越ですが読み上げさせていただきます。

「本計画を通じて、福祉の各分野の計画や施策の横断的な連携を図り、地域の皆さま、市民をはじめとするさまざまな分野の関係者とともに、自分らしく生き生きと暮らせるまちづくりを目指してまいります」という、この3行を織り込んでいただきました。他の自治体の地域福祉計画をぜひご覧いただきたいと思います。このような計画を通してどのようなまちづくりを目指すかというところを市長さんが明確にごあいさつに述べていらっしゃる自治体というのは実はそんなにないです。そんな意味で、今回大変ご配慮いただいて、

市長さんのごあいさつの中に、市としての目指す方向性を明記をしていただいたことに対して、本当に心から感謝を申し上げます。

最後は市民の一人としての決意の表明なのですが、市民の一人として、これまで何をなして来たのか、そして計画の実現に向けて、何を今なしているのか。さらにはこれから何をなすべきかなど、常に市民の一人として自己点検して、計画の実現に向けて、邁進していきたいというふうに思っております。委員の皆さまにおかれましては、本当に熱心な審議をいただきましたことを、最後もう一度お礼を申し上げまして、私からのお礼の言葉にさせていただきます。

課長さん、最後にいかがでしょうか。パブリックコメントをたくさんいただきました。これは市民の期待がこの計画にあるのかなというふうに、痛切に感じておりますので、ぜひ最後に一言言葉をいただければと思いますが、お願いいたします。

(福祉総務課長)

ありがとうございます。皆さま方からこの計画に対するご意見をいただきました。今回、パブリックコメントを実施し、36件のご意見をいただいたところでございます。6年前に比べますと、6年前が5件ということで7倍近くのご意見をいただいたところでございます。委員の皆さまがおっしゃったように、生活困窮や成年後見、また再犯防止といった盛りだくさんの内容になっていきますので、それに比例しての増加というのも当然あるかと思いますが、ご意見は第5章のいわゆる具体的な取り組みに関するものが多く、またそういった中でも地域共生社会や生活困窮、成年後見といったものが7割を占めているということでございます。

そうしたこともあり、市民の皆さまの関心度、また期待度の高さというのが伺われるのではないかとということで、本当に身の引き締まる思いでございます。私どもとしましては、計画を策定してこれで終わりということではありません。ようやく4月からスタート地点に立ったという思いでございます。この計画に基づきまして、各施策、また各福祉分野等と連携をしながら、着実に進めてまいりますので、今後ともまた皆さま方のご指導をいただければと思います。本日は本当にありがとうございました。

(丸田委員長)

ありがとうございました。では以上をもちまして委員会を終了させていただきます。進行については事務局のほうにお返しいたします。

(司会)

ありがとうございました。委員長、議事の進行をいただきましてどうもありがとうございました。また委員の皆さまにおかれましては、貴重な意見をいただきまして大変ありがとうございました。本計画につきましては、来年度から令和8年度までの6年間の計画と

なっております。来年度以降につきましては、数値目標の推移を委員の皆さまにご報告させていただくとともに、中間年度となる令和5年度には中間評価を行い、必要に応じて計画の見直しも行っていくということを予定しております。冒頭、課長あいさつで申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症により、地域における福祉活動も大きな変化が生じておりますけれども、地域共生社会の実現に向けて、障がいや高齢、児童などの関連分野の施策と連携しながら、地域福祉、生活困窮、成年後見、再犯防止に関する施策を着実に進めてまいります。

委員の皆さまには計画の進行管理のために、引き続きご指導、ご協力を頂戴いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第6回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

(終了)